様式１（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

　公益財団法人しまね産業振興財団

代表理事副理事長　　　　　　　　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住　所 |  |  |
|  | 名　称 |  |  |
|  | 代表者 |  |  |
| 担当者 | 職・氏名 |  |  |
|  | 電話番号 |  |  |
|  | Email |  |  |

令和　　年度事業化促進助成金【大学等技術利用枠】交付申請書

　事業化促進助成金【大学等技術利用枠】の交付について、事業化促進助成金【大学等技術利用枠】交付要綱第５条の規定に基づき、別紙のとおり申請します。

　また、同交付要綱別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に関して、いずれについても該当しないことを誓約します。

（添付資料）

１　事業化促進助成金【大学等技術利用枠】事業計画書　１部

２　会社パンフレットなどの会社概要が分かる資料　１部

３　直近２期分の決算書　各１部

（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、個別注記表）４　島根県税に係る納税証明書（一般用、全税目の未納の徴収金がないことの証明）　１部

別記様式

事業化促進助成金【大学等技術利用枠】事業計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者概要 | 名称 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 住所 |  |
| 資本金・出資金 |  |
| 創業・設立日 |  |
| 従業員数 |  |
| 主たる業種 |  |
| 担当者職氏名 |  |
| 担当者電話番号 |  |
| 担当者Email |  |

１．助成事業の名称

２．助成事業の要約

３．助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の交付申請額

（１）助成事業に要する経費　金　　　　　　　円

（２）助成対象経費　金　　　　　　　円

（３）助成金の交付申請額　金　　　　　　　円

４．助成事業の実施予定期間

　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

５．直近の経営状況（直近２期分の実績）　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業年度 | 前々期  （　　　～　　　） | 前期  （　　～　　） |
| 売上高 |  |  |
| 経常利益 |  |  |
| 当期利益 |  |  |

６．助成事業の内容等

■活用する研究シーズ

・大学等の名称：

・研究者名：

・研究内容：

（１）助成事業の内容

（２）助成事業のスケジュール

【１年目】 年　月　日から　　年　月　日まで

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 月  項目 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※研究項目毎に記載すること。

【２年目】 年　月　日から　　年　月　日まで

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 月  項目 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※研究項目毎に記載すること。

（３）実施体制

※大学等との協力体制がわかるよう記載すること。

（４）事業化計画

【助成事業終了後5年間の売上と利益目標】　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
| 売上目標 |  |  |  |  |  |
| （内、新技術・新製品等の売上） |  |  |  |  |  |
| 営業利益 |  |  |  |  |  |
| （内、新技術・新製品等の営業利益） |  |  |  |  |  |

※上記見込みの根拠（単価設定、販売数量等）も記載すること。

【助成事業終了後の従業員数】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現在 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
| 従業員数 |  |  |  |  |  |  |

（５）県内への波及効果

（６）専門用語の解説

（７）類似計画等の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名称 |  |
| 事業主体  （関係省庁等） |  |
| テーマ名 |  |
| 補助金額  ・委託額 | 千円 |
| 研究期間 |  |
| 研究開発内容・  本事業との相違点 |  |
| 事業成果  ・実績 |  |

※該当案件がない場合は、「事業名称」の欄に「該当なし」と記載ください。

※国、県等による研究開発事業において、「過去５年以内に実施済み」、「現在実施中」、「現在申請中」又は「今後申請予定」のものについて、本申請内容と類似した、又は関連した研究開発内容と思われるもの又はその恐れがあるものについて、それぞれの相違点を記載ください。提案後に類似計画等が発覚した場合には、補助金交付決定等を取り消す場合があります。

※複数案件がある場合は、案件毎に類似計画等の状況を記載ください。

７．収支関係

（１）資金計画

別紙のとおり

（２）支出計画

別紙のとおり

８．経費内訳

別紙のとおり

様式２（第６条関係）

文書番号

令和　年　月　日

　名称

　　代表者職　氏名　様

公益財団法人しまね産業振興財団

代表理事副理事長

令和　　年度事業化促進助成金【大学等技術利用枠】交付決定通知書

　令和　年　月　日付けで申請のあった事業化促進助成金【大学等技術利用枠】の交付について、事業化促進助成金【大学等技術利用枠】交付要綱第６条第１項の規定に基づき下記のとおり決定したので、同交付要綱第６条第３項の規定に基づき通知します。

記

１．助成金の交付の対象となる事業の内容は、令和　年　月　日付けで申請のあった事業化促進

　助成金【大学等技術利用枠】交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとしま

　す。

２．助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は、次のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成事業に要する経費 | 金　　　　　　　円 |
| 助成対象経費 | 金　　　　　　　円 |
| 助成金の額 | 金　　　　　　　円 |

３．次のいずれかに該当するときは、あらかじめ事業化促進助成金【大学等技術利用枠】変更承

　認申請書（様式４）を財団代表理事副理事長へ提出し、その承認を受けてください。

(1)　助成対象経費の総額の２０％を超える増減をしようとするとき。

　(2)　助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

　　ア　助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成目的をより効率的に達成するため

　　　に必要と認められる変更

　　イ　助成目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

　(3)　助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

　(4)　助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

４．助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、

助成事業が完了した後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の

交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

５．取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超えるもの（以下「処

分制限財産」）については、財団代表理事副理事長の承認を受けないで、減価償却資産の耐用

年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間に、助成金の交付の目的に反し

て使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供することはできませ

ん。

なお、やむを得ない事由により処分制限財産を前項に定める期間内に処分しようとすると

きは、あらかじめ事業化促進助成金【大学等技術利用枠】取得財産等処分承認申請書（様

式12）を財団代表理事副理事長へ提出し、その承認を受ける必要があります。

６．取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その

収入の全部又は一部に相当する金額の納付を求める場合があります。

７．助成事業の完了した日の属する会計年度（当該助成事業者の会計年度とする。以下同じ。）

の翌年度から５年間、毎年、助成事業に係る成果等の状況を、事業化促進助成金【大学等技術

利用枠】助成金事業成果等報告書（様式13）により財団代表理事副理事長へ提出してください。

８．事業成果等報告書において、各会計年度の状況が次の各号の全てに該当すると認めたときは、

各会計年度につき交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付が必要になります。

　　なお、この場合の納付額は、売上額の１パーセント又は交付した助成金の５分の１に相当す

　る額のいずれか低い額とします。

(1)　助成事業の直接的な効果により収益が発生している場合

(2)　助成事業により研究、開発、生産又は販売した製品等の売上額が３千万円を超える場合

(3)　当該助成事業者の営業利益及び経常利益が黒字の場合

９．その他事業化促進助成金【大学等技術利用枠】の交付に関しては、同交付要綱による

　こととします。